

## 補助金調査・評価シート [制度的補助]

補助金名等			
補助金の名称	災害弔慰金	No.	9
予算事業名	災害弔慰金支給事業		
予算科目	款 03民生費	項 04災害救助費	目 01災害救助費
	節 19負担金補助及び交付金	細々節 01災害弔慰金	
部課名	健康福祉部福祉課	電話番号	049-251-2711 内線 334

補助金の根拠			
根拠条例等	条例	富士見市災害弔慰金の支給等に関する条例	
	規則	富士見市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	
	要綱		
	その他	災害弔慰金の支給等に関する法律・施行令・埼玉県災害弔慰金等負担金交付要綱	
開始年度	昭和 49 年度	終期の設定	<input type="checkbox"/> 有(年度まで) <input checked="" type="checkbox"/> 無
補助金の分類	<input type="checkbox"/> 事業費補助	<input type="checkbox"/> 団体運営費補助	<input type="checkbox"/> イベント等補助
	<input type="checkbox"/> 投資的補助	<input checked="" type="checkbox"/> 扶助費的補助	

補助金の概要	
目的 (何を対象にどのような成果を得たいのか。)	災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的としている。
導入の経緯 (どうしてこの補助制度を導入しなければならなかったのか。)	風水害等の自然災害により、多くの尊い人命や財産が失われ、かつ、きわめて甚大な被害を受けることが多々あったにもかかわらず、昭和47年当時、個人災害に対する救済措置としては市町村災害弔慰金補助制度しかなく、全国的に救済措置を拡充する必要があった。
対象資格 (対象資格はどのようなものか。)	災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の規定に準拠し、政令で定める災害（市町村区域内において生じた住居の被害が厚生労働大臣が定める程度以上の災害その他これに準ずる程度の災害として同大臣が定めるもの）により死亡した住民の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。 〔大臣が定める程度の災害〕 ・市町村区域内において住居の滅失した世帯の数が5あること 〔その他これに準ずる程度の災害〕 ・被害が発生した市町村をその区域に含む都道府県の区域内で生じた災害であって、住居の滅失した世帯の数が5以上の市町村が3以上存在するもの
交付内容等 (どのような基準で交付しているのか。また、交付時の確認資料はどのようなものか。)	①死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができる者の生計を主として維持していた場合（500万円） ②その他の場合（250万円） (必要書類：死亡者の住民票・死亡診断書、被災証明書)
積算基礎 (予算額をどのように積算しているのか。)	平成22年度予算額 1 千円  自然災害の発生、被災規模等の予測不可能なため、予算科目設定で計上。

補助割合等	
補助割合等の明示	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ( <input checked="" type="checkbox"/> 定額 ) <input type="checkbox"/> 無 (「予算の範囲」のみの場合を含む。)
財源内訳	<input type="checkbox"/> 市単独 <input checked="" type="checkbox"/> 国・県・市 <input type="checkbox"/> 国・市 <input type="checkbox"/> 県・市 割合 市 1/4 国 1/2 県 1/4 (分数表示)
上乗せ・横出し	<input type="checkbox"/> 国・県の基準よりも拡充して交付している <input checked="" type="checkbox"/> していない
上乗せ・横出しがある場合の内容と金額	

交付実績とコスト		(単位:件・円)		
項目	平成20年度(決算)	平成21年度(決算見込)	平成22年度(予算)	
交付(見込)件数	0件	1件	予算科目設定のため	
交付(見込)件数の増減要因		平成21年10月8日、台風18号による弔慰金支給適用	-	
決算(予算)額(A)	0	5,000,000	0	
財源内訳	国庫支出金	0	2,500,000	0
	県支出金	0	1,250,000	0
	その他	0	0	0
	一般財源	0	1,250,000	0
概算人件費(B)	0	47,493	0	
概算補助事業費(A+B)	0	5,047,493	0	
実績報告の確認(実績報告書受理時の確認資料は、どのようなものか。)	災害弔慰金の支給等に関する法律に準拠する災害弔慰金の支給のため、国・県により支給者が決定されるので、実績報告書の提出は不要。			

事業環境等	
見直しの有無	<input type="checkbox"/> 有 ( 年度 ) <input checked="" type="checkbox"/> 無 ※5年以内の見直しに限ります。
有⇒見直内容 無⇒見直さない理由	災害弔慰金の支給等に関する法律に準拠する災害弔慰金の支給のため。

廃止した場合の問題点 (廃止した場合の問題点や継続しなければならぬ理由など)	市の区域を越える広域の自然災害が起きた場合に、当市のご遺族には法律に基づく弔慰金が支給されず、当市以外の自治体のご遺族には弔慰金が支給されるという状況を生む。
---	---

評 価		判断理由	評 価
評価項目			
必要性	社会経済情勢に合致し、行政の実施が望ましいか	災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき災害弔慰金の支給をするため。 参考：法律第3条（要約） 市町村は、条例の定めるところにより、政令で定める災害により死亡した住民の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うことができる。	<input checked="" type="checkbox"/> 望ましい  <input type="checkbox"/> そうでもない
優先性	厳しい財政状況の中で優先的に実施すべきか	例えば、市の区域を越える広域の自然災害が起きた場合に当市以外のご遺族と当市のご遺族との公平性を保つため、優先的な実施が必要である。	<input checked="" type="checkbox"/> 優先すべき  <input type="checkbox"/> 優先度が低い
有効性	目的に対して成果が出ているのか	成果による評価は困難であるが、災害弔慰金を支給することにより、ご遺族の生活形成の一助になっていると考える。	<input checked="" type="checkbox"/> 成果が出ている  <input type="checkbox"/> あまり出ていない
継続性	現状のまま継続して、当初の導入目的を達成できるか	災害弔慰金の支給をする場合には、災害弔慰金の支給等に関する法律に定められた範囲内で行わなければならない、廃止したときの問題点を踏まえると、現状のまま継続すべきである。	<input checked="" type="checkbox"/> 達成できる  <input type="checkbox"/> 達成できない
所属長評価	<input checked="" type="checkbox"/> 現状のまま継続  <input type="checkbox"/> 見直しの上継続  <input type="checkbox"/> 重点化する（コストを集中的に投入したい） <input type="checkbox"/> 制度の変更（補助対象経費・補助率の変更）  <input type="checkbox"/> 廃止（ <span style="background-color: #e0ffff; border: 1px solid black; padding: 2px;">      </span> 年度まで）		
	見直しの上継続を選択した場合には、その内容を記入してください。 その他問題点・課題等があれば、その内容を記入してください。		